

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年8月3日～令和8年9月1日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		ジオシンセティックスー第1部:試験片の採取及び準備	Geosynthetics – Part 1: Sampling and preparation of geosynthetics test specimens	この規格は、建設現場に納入されるジオシンセティックスの試料採取及びその試料からの試験片の準備に関する一般原則を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・方法 ・試料採取及び試験片準備報告書	L1908	ISO 9862:2023, Sampling and preparation of test specimens(MOD)	公益社団法人地盤工学会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		ジオシンセティックスー第2部:所定の圧力下での単層厚さの測定	Geosynthetics – Part 2: Determination of thickness of single-layer geosynthetics at specified pressures	この規格は、特定の圧力及び特定の荷重板範囲、又は特定の点荷重下におけるジオシンセティックスの厚さの決定方法を規定する。また、厚さを決定する圧力又は荷重を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・装置 ・試験片 ・手順 ・結果の表示 ・試験報告書	L1908	ISO 9863-1:2016, Geosynthetics – Determination of thickness at specified pressures – Part 1: Single layers + Amendment 1:2019 (MOD)	公益社団法人地盤工学会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		ジオシンセティックスー第3部:ジオテキスタイル及びジオテキスタイル関連製品の単位面積当たりの質量の測定法	Geosynthetics – Part 3: Test method for the determination of mass per unit area of geotextiles and geotextile-related products	この規格は、識別目的及び技術データシートへの記載を目的として、ジオテキスタイル及びジオテキスタイル関連製品の単位面積当たりの質量を測定する方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・方法 ・結果の表記 ・試験報告書	L1908	ISO 9864:2005, Geosynthetics – Test method for the determination of mass per unit area of geotextiles and geotextile-related products(MOD)	公益社団法人地盤工学会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		ジオシンセティックスー第4部:引張試験方法	Geosynthetics – Part 4: tensile test method	この規格は、ジオシンセティックスの引張特性を測定するための性能試験方法を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・装置 ・寸法 ・調製及び試験環境 ・試験方法 ・計算 ・試験報告書	L1908	ISO 10319:2024, Geosynthetics – Wide-width tensile test(MOD)	公益社団法人地盤工学会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	制定		ジオシンセティックスー第5部:接合部／縫合部の広幅引張試験方法	Geosynthetics – Part 5: Tensile test for joints/seams by wide-width strip method	この規格は、広幅の試験片を使用してジオシンセティックスの接合部及び縫合部の引張強さなどの引張特性を測定するための試験方法を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・装置及び材料 ・試験片 ・試験条件 ・試験方法 ・結果の表示 ・試験報告書		ISO 10321:2008, Geosynthetics – Tensile test for joints/seams by wide-width strip method (MOD)	公益社団法人地盤工学会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	制定		ジオシンセティックスー第6部:現場における検品のための識別方法	Geosynthetics – Part 6: Identification method on site	この規格は、現場の使用者が、包装されていない又は開こん(梱)されたジオシンセティックスが注文した品物と同一であるかを検品し、識別できるように、それに付随する情報を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・検品	L1908	ISO 10320:2019, Geosynthetics – Identification on site (MOD)	公益社団法人地盤工学会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	制定		木質バイオマス温水ボイラ及び温水機	Hot water boilers and water heaters for woody biomass	この規格は、木質バイオマスを燃料とする最大出力が6 kW以上かつ500 kW以下のもので、主として暖冷房、給湯、循環加温などに用いる木質バイオマス温水ボイラ及び内部の圧力0.05 MPa以下の木質バイオマス温水機について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・構成及び構造一般 ・安全装置及び制御装置 ・附属品 ・品質性能 ・試験方法 ・表示 ・附属書A(規定)熱損失法による熱効率算出方法			一般社団法人バイオマスボイラ工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 意見及び異議受付期間は、令和8年8月3日～令和8年9月1日
- 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 区分bは、制定、改正の別を記載
- 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者
8	JIS	制定		化学防護服－低蒸気圧化学物質に対する防護服材料の累積透過質量の試験方法	Protective clothing – Protection against chemicals – Measurement of cumulative permeation of chemicals with low vapour pressure through materials	この規格は、防護服に使用する材料、開閉具及び縫合部に対する、固体又は液体化学物質の内、低蒸気圧(25℃のとき133.322 Pa未満)である化学物質及び／又は捕集媒体(一般的に使用される水又は他の液体)に対し不溶である化学物質の累積透過質量を用いた耐透過性試験方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験装置 ・試験条件 ・試験片及び試験液の準備 ・試験手順及び抽出方法 ・試験結果 ・試験報告書 ・附属書B(規定)透過セル、ワッシャー、及びボルトの図面・寸法		ISO 19918:2017, Protective clothing – Protection against chemicals – Measurement of cumulative permeation of chemicals with low vapour pressure through materials + Amendment 1:2021(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	A9521	建築用断熱材	Thermal insulation materials for buildings	この規格は、住宅及び建築物において、主として常温で使用する断熱材について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類において、人造鉱物繊維断熱材の近年の技術の進歩・省エネ化に対応した低熱伝導率の製品を追加し、市場のニーズが低い高熱伝導率製品を廃止する。 ・試験において、人造鉱物繊維断熱材の試験について、試験片の寸法及び密度の規定を実態に即した内容に改める。 ・人造鉱物繊維断熱材の外被材の発熱性試験において、建築基準法に基づく不燃材料等大臣認定のための耐火性試験・評価業務方法書との整合を図るため、用語及び記載を改めるとともに、ガス分析の測定について、吸着剤を用いずに、酸素、一酸化炭素、二酸化炭素を直接測定する方法も選択できるように改める。 ・寸法の測定において、発泡プラスチック断熱材について、関連規格であるJIS A 9511の改正に伴い、この規格で対応する規定を改める。 ・発泡プラスチック異形断熱材において、形状の複雑化に対応するため、対象とする形状を拡大する。			断熱・保温規格協議会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	E4041	鉄道車両―完成車両の試験通則(追補1)	Rolling stock – Testing of rolling stock on completion of construction and before entry into serv (Amendment 1)	この規格は、鉄道車両が完成してから営業投入までに、この規格又はその他の規定文書の要求事項を満足していることを明らかにするための試験通則について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、用語のIPに係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。 ・防水・防じん(塵)試験の目的に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。 ・防水・防じん(塵)試験の形式試験に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。 ・附属書JA(試験項目)の定置試験の試験項目の例に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。		IEC 61133:2016, Railway applications—Rolling stock—Testing of rolling stock on completion of construction and before entry into service(MOD)	一般社団法人日本鉄道車輛工業会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	E4071-1	鉄道車両―車上エネルギー貯蔵システム―第1部:シリーズハイブリッドシステム(追補1)	Railway applications –Rolling stock – Power supply with onboard energy storage system –Part 1: Series hybrid system (Amendment 1)	この規格は、(電氣的に接続された)エネルギー貯蔵システムを車上に搭載したシリーズハイブリッドシステムに適用する。	主な改正点は、次のとおり。 ・機能及びシステム要求事項の外部の機械的影響に対する保護に係る保護等級(IPコード)の引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。		IEC 62864-1:2016, Railway applications—Rolling stock—Power supply with onboard energy storage system—Part 1: Series hybrid system(MOD)	一般社団法人日本鉄道車輛工業会 一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	E5004-1	鉄道車両―電気品―第1部:一般使用条件及び一般規則(追補1)	Railway applications –Electric equipment for rolling stock – Part 1: General service conditions and general rules (Amendment 1)	この規格は、鉄道車両に組み込まれた主回路、補助回路、制御回路、表示回路などの全ての電気品に対する一般使用条件及び一般規則について規定する	主な改正点は、次のとおり。 ・製品情報において、(箇条6)きょう体防護の保護等級(IPコード)に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”にJIS番号を変更する。 ・構造上及び性能上の要求事項において、仕切り壁での防護の保護等級(IPコード)に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”にJIS番号を変更する。 ・型式試験において、保護等級(IPコード)の試験に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”にJIS番号を変更する。 ・附属書Bの扱いを「参考」から「規定」に変更する。 ・装置の絶縁試験の形式試験及び受渡試験において、試験電圧に種別2を追加する。 ・追加する種別2の技術的根拠を規格内で明確化し論理的整合性を確保するため、装置の絶縁試験の形式試験及び受渡試験の一般事項における参照規格を“IEC 60077-1:1999”から“JIS E 5004-1:2006”に変更する。		IEC 60077-1:2017, Railway applications—Electric equipment for rolling stock—Part 1: General service conditions and general rules(MOD)	一般社団法人日本鉄道車輛工業会 一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	E5004-2	鉄道車両―電気品―第2部:電気機器の一般規則(追補1)	Railway applications –Electric equipment for rolling stock – Part 2: Electrotechnical components-General rules (Amendment 1)	この規格は、JIS E 5004-1に規定する鉄道車両用電気品に対する一般使用条件及び一般規則に加えて、鉄道車両の主回路、補助回路、制御回路、表示回路などに使われる電気機器に関する一般的な規則について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・きょう体防護の保護等級(IPコード)に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。 ・製品情報において、きょう体防護の保護等級(IPコード)に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。		IEC 60077-2:2017, Railway applications—Electric equipment for rolling stock—Part 2: Electrotechnical components—General rules(MOD)	一般社団法人日本鉄道車輛工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

- 注記
- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年8月3日～令和8年9月1日
 - 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 - 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 - 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者	
14	JIS	改正	E5004-3	鉄道車両－電気品－第3部: 直流遮断器(追補1)	Railway applications -Electric equipment for rolling stock - Part 3: Electrotechnical components-Rules for DG circuit- breakers (Amendment 1)	この規格は、JIS E 5004-2 による電気機器の一般規則に追加する内容として、各種の直流遮断器の特性及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・分類において、きょう体防護の保護等級(IPコード)に係る引用規格、“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。		IEC 60077-3:2019, Railway applications—Electric equipment for rolling stock—Part 3: Electrotechnical components—Rules for DC circuit-breakers(MOD)	一般社団法人日本鉄道車輛工業会	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	E5004-4	鉄道車両－電気品－第4部: 交流遮断器(追補1)	Railway applications -Electric equipment for rolling stock - Part 4: Electrotechnical components-Rules for AC circuit- breaker (Amendment 1)	この規格は、JIS E 5004-2 による電気機器の一般規則に追加する内容として、各種の交流遮断器の特性及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・分類において、きょう体防護の保護等級(IPコード)に係る引用規格“JIS C 0920”を“JIS C 60529”に変更する。		IEC 60077-4:2019, Railway applications—Electric equipment for rolling stock—Part 4: Electrotechnical components—Rules for AC circuit-breakers(MOD)	一般社団法人日本鉄道車輛工業会	一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	S2010	アルミニウム製加熱調理器具	Aluminium cookwares	この規格は、主として家庭で使用するアルミニウム製加熱調理器具について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・着脱式取っ手をもつ製品について、取っ手の強度、耐久性について評価方法の見直しを行う。 ・表面処理区分を実態に合わせて、セラミック塗装を追加する。 ・陽極酸化皮膜を施したものの表面処理性能の表記の誤記であるAA6-AA・KC-WRFをAA6-A・KC-WRFに修正する。			一般社団法人軽金属製品協会	一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	T5221-2	歯科用歯内療法器具－第2部: エンラージャ	Dentistry - Endodontic instruments - Part 2: Enlargers	この規格は、歯科用歯内療法器具のうち、エンラージャの要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“記号”において、記号及びそれらの定義を変更する。 ・“要求事項”において細分箇条を追加して、再処理耐性に関する規定を追加する。 ・“試験”において、細分箇条を追加して、試験報告書に関する規定を追加する。		ISO 3630-2:2023, Dentistry - Endodontic instruments - Part 2: Enlargers(IDT)	日本歯科器械工業協同組合	一般財団法人日本規格協会
18	JIS	改正	T5221-4	歯科用歯内療法器具－第4部: 補助器具	Dentistry - Endodontic instruments - Part 4: Auxiliary instruments	この規格は、手で又は機械的に操作する歯内療法に用いる、歯科用クレンザ、ペーストキャリア、エキスプローラ、歯科用ブローチ、カニューレ及びブラシなどの補助器具の要求事項及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”において、“熱可塑性デリバリシステム”及び“カニューラ”に関する用語及び定義を追加する。 ・“記号”において、記号及びそれらの定義を変更する。 ・“試験方法”において、“ペーストキャリア”の“疲労耐久試験方法”を追加する。 ・“カニューラ”の、耐破壊又は耐亀裂の試験方法を規定した附属書及び耐腐食の試験方法を規定した附属書を追加する。		ISO 3630-4:2023, Dentistry- Endodontic instruments-Part 4: Auxiliary instruments(MOD)	日本歯科器械工業協同組合	一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	T5505-1	歯科用回転器具－ダイヤモンド研削器具－第1部:一般要求事項	Dental rotary instruments－ Diamond instruments－ Part 1 : General requirements	この規格は、歯科で使用するダイヤモンド回転器具の一般要求事項及び試験方法を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格の名称を、“歯科用回転器具－ダイヤモンド研削器具－第1部: 一般要求事項”に変更する。 ・現行規格の簡条題名の“定義”を“用語及び定義”に変更し、“推奨径”は削除して、新たに“ブランク”などの6用語を定義する。 ・現行規格の簡条題名の“品質”を“要求事項”に変更する。 ・“要求事項”において、“ブランクの材料”の規定、“ダイヤモンド粒子の粒度”の規定、並びに“呼び及びカラーコード”の規定を追加する。 ・“要求事項”において、現行規格にある器具の“作業部の形状”を規定する図を削除し、各“作業部の形状”に応じた全長及び作業部の寸法を規定する表を削除する。 ・“要求事項”において、器具の“作業部の長さに応じた全長”を規定する表を追加する。 ・“要求事項”の“けい部強さ”において、最大試験荷重を規定する。	T5505-3	ISO 7711-1:2021, Dentistry－Diamond rotary instruments－Part 1 : General requirements+Amendment 1:2025(MOD)	日本歯科材料工業協同組合	一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	T6001	歯科用医療機器の生体適合性の評価	Evaluation of biocompatibility of medical devices used in dentistry	この規格は、歯科用医療機器の生物学的影響を評価する試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”において、“象牙質バリア”に関する用語及び定義を追加する。 ・“寒天拡散試験”において、現行規格の“脱色指数の評価基準”及び“融解指数の評価基準”の各表を、ISO 10993-5(Biological evaluation of medical devices－Part 5: Tests for in vitro cytotoxicity)と整合させた基準表に変更する。 ・附属書(参考)として、“抗酸化応答エレメント(ARE)レポーターアッセイ酸化ストレス試験”及び“歯科用医療機器の安全域(MoS)”を追加する。		ISO 7405:2025, Dentistry－Evaluation of biocompatibility of medical devices used in dentistry(IDT)	日本歯科材料工業協同組合	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年8月3日～令和8年9月1日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
21	JIS	改正	T8034	化学防護服－防護服材料の液状農薬に対する耐浸透性(反発性、吸収性及び浸透性)の測定方法	Protective clothing – Protection against liquid chemicals – Measurement of repellency, retention, and penetration of liquid pesticide formulations through protective clothing materials	この規格は、化学防護服材料の液状農薬に対する反発性、吸収性及び浸透性の測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置の一部である試験片ホルダーにおいて、現在の規定では一部の試験試料では正しく試験できないことから、試験片ホルダーのカバープレートの重量は“40g～45g”へ、また厚さは“6mmを超える”ものに変更する。 ・試験方法A法の試験手順において、蒸発損失を防止するためカバーする必要があり、現在の規定では単に“透明フィルムを使用することが望ましい”と規定している。このカバーシートの材料を明確にするため、試験装置の規定にカバーシートの材料を追加し、更に試験手順に材料の例示をする。 ・前述の試験片ホルダーのカバープレート変更に伴い、図中の質量及び厚さを変更する。 ・試験方法B法の抽出効率の測定において、試験所間比較試験の結果を基に“抽出効率は90 %以上”を“抽出効率は90%～110%の範囲内”へ変更する。		ISO 22608:2021, Protective clothing – Protection against liquid chemicals – Measurement of repellency, retention, and penetration of liquid pesticide formulations through protective clothing materials(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	T8126	液状農薬散布者及び散布後農作業従事者が使用する防護服の性能要求事項	Protective clothing – Performance requirements for protective clothing worn by operators applying pesticides and for re-entry worker	この規格は、液状農薬散布者及び散布後農作業従事者が着用する防護服の最低限の性能、分類及び表示についての要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・防護服材料試験において、“洗濯による前処理”について新しい項目として規定する。 ・旧規格の附属書B(アトマイザー試験の概要)は、ほとんど使用実績がないため対応国際規格に整合し削除する。 ・防護服の分類レベルの表記を数字“1、2、3”から記号“C1、C2、C3”へ変更する。また、レベル1a、レベル1bはレベルC1に統合する。 ・材料、縫合部及び全身防護服のレベルごとの要求事項を明確にするため、附属書B(防護服の性能要求事項)を追加する。 ・試験液に用いる農薬Prowl33ECを代替試験化学物質への変更し、その組成、入手先などを明確にするため附属書Dを追加する。 ・材料の耐透過性試験方法を、対応国際規格に整合し、成分が低蒸気圧である液体農薬に対して有効な方法へ変更する。 ・ヒートストレスの可能性のある防護服の場合の使用制限及び選択に関する情報として、附属書C(水蒸気透過抵抗)を追加する。		ISO 27065:2017, Protective clothing –Performance requirements for protective clothing worn by operators applying pesticides and for re-entry worker + Amendment 1:2019(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会
23	JIS	改正	T8143	レーザ保護フィルタ及びレーザ保護めがね(追補1)	Filters and eye-protectors against lasera radiation	この規格は、波長180nmから1mmまでのレーザ放射に対して、作業者の目を保護するために使用するレーザ保護フィルタ及びレーザ保護めがねについて規定する。ただし、医用のものは除く。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲の対応国際規格 (NEQ) ISO 6161:1981を削除する。			公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	Z1651	非危険物用フレキシブルコンテナ	Flexible intermediate bulk containers(FIBCs) for non-dangerous goods	この規格は、非危険物の粉粒状貨物の輸送に用いる、容積3000L以下、最大充填質量3000kgまでのフレキシブルコンテナについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・リサイクル材料についての規定を追加する。 ・静電気保護フレキシブルコンテナバッグについての規定を追加する。 ・耐候性試験で、UVB法の照射＋結露の合計試験時間を300時間に変更する。 ・他の耐候性試験方法であるサンシャインカーボンアーク灯式及びキセノンアークランプ式の試験条件を今回改正するUVB法に併せて設定する。 ・積重ね試験で、積重ね安全係数を2に変更する。		ISO 21898:2024, Packaging –Flexible intermediate bulk containers (FIBCs) for non-dangerous goods(MOD)	日本フレキシブルコンテナ工業会 一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	Z2355-1	非破壊試験－超音波厚さ測定－第1部：測定方法	Non-destructive testing-Ultrasonic thickness measurement-Part 1: Measurement method	この規格は、超音波パルスによる超音波厚さ測定装置を用いて、金属材料及び非金属材料に対して保守検査又は製品検査を行う場合の厚さ測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・各測定方法にて使用する探触子例について、活用実態を踏まえて、より分かりやすくするため、遅延材付一振動子垂直探触子、水浸探触子を追加する。 ・試験技術者の必要資格については、具体的な規定がなく、曖昧であったため、UT1、UT2、UT3、UM1であることを具体的に規定する。 ・二振動子探触子の選定で規定されている“交軸範囲”とは幾何学的の超音波が幾何学的に交差する範囲を示すが、これはユーザ側では確認できないため、メーカー側で定義している“測定範囲が適切な範囲”に記載を変更する。 ・測定の時間間隔や必要な性能について、どのように決めるか曖昧な部分があったため、より具体的に分かりやすくするため、推奨する定量値を追加する。 ・JIS Z 2355-1、2における日常点検項目とJIS Z 2355-2における定期点検項目との差異については、JIS Z 2355-2の中で統一して解消する。		ISO 16809:2025, Non-destructive testing—Ultrasonic thickness determination(MOD)	一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年8月3日～令和8年9月1日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者	
26	JIS	改正	Z2355-2	非破壊試験—超音波厚さ測定—第2部:厚さ測定装置の性能測定方法	Non-destructive testing—Ultrasonic thickness measurement—Part 2: Method for evaluating performance characteristics of ultrasonic thickness measuring equipment	この規格は、超音波パルス反射法を用いた厚さ測定器のうち、一振動子又は二振動子垂直探触子を使用した測定装置の性能測定方法及び合格基準について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験項目には厚さ計だけでなく探触子を含めた厚さ測定装置としての総合特性が影響するものがあることから、厚さ計を厚さ測定器又は測定装置と修正する。 ・試験区分1、2、3で行う試験項目について、本文と表に誤解を与えやすい部分があるため、本文と表の対応を調整する。 ・“測定誤差の測定”を確認する試験項目について、必要十分な確認方法が合理的な項目は“調整値の確認”に修正する。 ・試験片の選定方法が不明確であったため、“供給者が定めたもの”に修正する。 ・合格基準について、曖昧で決め方について質問が多く寄せられていたため、具体的な推奨値を追加する。 ・測定値の決定方法について、試験区分1と試験区分3で異なっており混乱を招く場合があったため、各試験区分の決定方法を統一する。 ・試験区分2の定期点検と試験区分3の日常点検で共通して行うべき試験項目に関して統一する。具体的には、日常点検に調整値の確認を追加し、調整設定		ISO 16831:2025, Non-destructive testing—Ultrasonic testing—Characterization and verification of ultrasonic equipment for the determination of thickness(MOD)	一般社団法人日本非破壊検査協会	一般財団法人日本規格協会